令和6年8月1日 改定

設計検査手数料

● 確認済証を当社にて取得したもの

● 唯心方面で当代にて取付した500				
建設住宅性能評価書(一定の等級基準を満たすもの) または 長期優良住宅確認書 を当社にて取得		¥0 (設計検査省略)		
一戸建て住宅等 Sなし		¥30,000		
一戸建て住宅等 Sあり	長期優良住宅確認書(他機関で取得) または 低炭素建築物適合証·BELS評価書 設計住宅性能評価書(一定の等級基準 を満たすもの)を当社にて取得	¥30,000		
	確認済証を当社にて取得 (耐震等級2以上の構造計算を 行ったものに限る)	¥35,000		
	上記以外	¥50,000		
共同建て フラット35		設計住宅性能評価 の手数料に準じる		

- ※ 長屋、併用住宅は一戸建て住宅等の手数料を適用します。(長屋は一戸当たりの手数料)
- ※ 共同建ての場合の手数料算定用床面積は、共用部を含む棟全体の床面積の合計になります。

● 確認済証を他機関で取得したもの または 確認済証が不要なもの

上表の手数料に、設計検査手数料 ¥10,000 を加算いたします。(設計検査省略を除く)

現場検査手数料(新築住宅)

● Sなし または 建設住宅性能評価書(一定の等級基準を満たすもの)を当社にて取得したもの

	中間現場検査	竣工現場検査
一戸建て住宅等	¥10,000	¥20,000
一戸建て住宅等(中間現場検査省略)	_	¥20,000
一戸建て住宅等(竣工済特例)	_	¥40,000
共同建て(登録マンション)	_	¥25,000
共同建て(登録マンション以外)	_	¥25,000 + ¥2,000×住戸数

● 上記以外 (Sあり かつ 建設住宅性能評価書なし)

上表の手数料に、竣工現場検査手数料 ¥15,000 を加算いたします。

令和6年8月1日 改定

賃貸住宅融資(省エネ賃貸住宅融資及びサービス付き高齢者向け賃貸住宅融資を含む)

	中間現場検査	竣工現場検査
一戸建て住宅等	個別相談	
共同建て	¥150,000	¥150,000